

# 令和4年度 農地利用効率化等支援交付金

地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、生産の効率化に取り組む等の場合、必要な農業用機械・施設等の導入を支援します。

(注) 今回の追加要望調査は、融資主体タイプのうち先進的農業経営確立支援タイプを除く交付金部分のみが対象ですが、優先枠の設定はありません。

要 望 調 査 用



農林水産省

# 融資主体支援タイプについて

融資を受けて、生産の効率化の取組等を行おうとする農業経営体に対して、支援を行うものです。

「**実質化された人・農地プラン**」の中心経営体に位置付けられた方や地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認めた方であれば事業への応募が可能です。

## I 事業実施地区について

事業の実施地区は、以下のいずれかを満たす地区となります。  
(該当するかどうかは市町村の農政担当部局へお問い合わせください。)

- ① **「実質化された人・農地プラン」が作成されている地域**  
(年度内の「実質化された人・農地プラン」の作成が確実であると市町村が認める地域を含む。)
- ② **「実質化された人・農地プラン」が作成されていない地域(※)では、農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けた者が営農する範囲**

※ 今後の人・農地プランの作成見通しなどを明らかにし、遅くとも事業の目標年度までに実質化された人・農地プランを作成する必要があります。

本事業でいう「実質化された人・農地プラン」とは、以下をいいます。

- ① 集落内でアンケート調査及び農業者の年齢階層や後継者の有無を地図化し、これを基に農業者等の関係者の徹底した話し合いを経て今後の農地利用を担う経営体の在り方を定めた(実質化)人・農地プラン
- ② 実質化されていると判断される既存のプラン
- ③ ①と同等の手続きを経て作成された同種取決め等(中山間地域等直接支払交付金の「集落協定」など。)

※ 上記の詳細は、「実質化された人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経第494号経営局長通知)」に記載されています。

詳細はお近くの市町村の農政担当部局にお問い合わせください。



## 2 助成対象者について

本事業の支援の対象となる経営体は、以下のとおりです。  
ただし、新規に就農した方は認定就農者又は認定農業者に限ります。

- ① 実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体  
(中心経営体に位置付けられることが確実であると市町村が認める者を含む。)
- ② 地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者  
(1の①の場合に限る。)(※)
- ③ 農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けた者(1の②の場合に限る)

※ ②の市町村が認める者とは、以下の事項を含めて市町村が設定する判断基準を満たす農業者です。

- ・ 10年後の農業経営の継続意向(経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等)及び将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出していること

## 3 支援の対象となる事業内容について

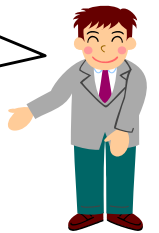
支援の対象となる事業内容は、以下のとおりです。

- ① 農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械等の取得、改良、補強又は修繕
- ② 農地等の造成、改良又は復旧

例えば、

- ・ トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得
- ・ 乾燥調製施設(乾燥機)、集出荷施設(選果機)などの施設の取得
- ・ ビニールハウスの整備
- ・ 畦畔の除去、明きよ・暗きよ排水の整備などの農地等の改良

などが支援の対象となります。



事業内容の主な要件:

- ・ 個々の事業内容について、単年度で完了すること。
- ・ 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。
- ・ 事業の対象となる機械等は、耐用年数がおおむね5年以上20年以下のものであること。(※1)
- ・ 運搬用トラック、パソコン、倉庫等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものでないこと。(※2)
- ・ 助成対象者の成果目標に直結するものであり、既存の機械等の単なる更新を行うものではないこと。

※1 中古機械及び中古施設にあっては、上記の要件に加え、使用可能と認められる年数が2年以上のものであることが必要です。

※2 ただし、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPSガイダンスシステム(農業用機械に設置するものに限る)などの機械については、以下の①~③の要件すべてを満たす場合に限り助成の対象となります。

- ① 農業の生産等に係る作業に使用する期間において他用途に使用されないものであること
- ② 農業経営において真に必要であること
- ③ 導入後の適正利用が確認できるものであること

また、環境衛生施設(トイレ等)、ほ場観測施設及び中間拠点施設(農機具格納庫等)などの施設については、①~③の要件に加え、ほ場又はほ場の隣接地に設置するものに限り対象となります。

## 4 成果目標について

支援を受ける方は、①の必須目標と、②から④の選択目標（1つ以上を選択）について、目標年度（令和4年度事業の場合は令和6年度）の具体的な数値目標を設定し、その目標を達成していただく必要があります。

**【必須目標】** ①付加価値額（収入総額 - 費用総額 + 人件費）の拡大

**【選択目標】** ②農産物の価値向上、③単位面積当たり収量の増加、④経営コストの縮減

また、本事業は、応募される農業者の取組や地域の取組をポイント化し、ポイントの高い地区から配分の対象としておりますが、今後行う取組についてポイント化した場合は、以下の⑤から⑨の対応する項目についても目標設定が必要です。

**【事業関連取組目標】**

- ⑤経営面積の拡大、⑥労働時間の縮減、⑦経営管理の高度化、
- ⑧農作業の共同化、⑨他産業との連携

## 5 助成金の算定方法について

個々の事業内容ごとに、以下の計算方法①～③により算定した額のうち一番低い額が助成金額となります。

ただし、算定した額が上限額を超える場合は上限額が助成金額となります。

〈計算方法〉

① = 事業費 × 3 / 10

② = 融資額

③ = 事業費 - 融資額 - 地方公共団体等による助成額

〈上限額〉

法人・個人問わず 300万円

## 6 対象となる融資について

本事業で農業用機械等を導入するに当たり対象となる融資は、以下の機関が貸し付けを行う資金です。

- ・農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、日本政策金融公庫、銀行、沖縄振興開発金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫、信用組合、都道府県



## 7 追加的信用供与補助事業について

融資機関から融資を受ける際に、原則として、融資物件以外の担保及び同一経営外の保証人の確保が難しい場合でも、適切な融資計画を策定した経営体に対して、農業信用基金協会による確実な機関保証制度を措置します。

被保証者ごとの保証上限額は、各都道府県農業信用基金協会ごとに以下の水準に設定され、農業制度金融における無担保・無保証人による債務保証の上限額は、通常の2倍程度に拡大されます。

区分		保証上限額	備考
認定農業者	個人	3,600万円	
	法人	7,200万円	
認定農業者以外の者	個人	3,000万円	
	法人	6,000万円	任意団体も同じ

保証を受けるためには、別途、審査と保証料が必要になります。



**本事業による農業者への支援は市町村等を通じて行われます。**

**本事業の詳細については、市町村の農政担当部局や都道府県の農政担当部局又は以下の各地方農政局等へお問い合わせください。**

### 【地方農政局等】

**東北農政局** 経営・事業支援部経営支援課 022-263-1111 (内線4546)  
〔管轄：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県〕

**関東農政局** 経営・事業支援部経営支援課 048-600-0600 (内線3839)  
〔管轄：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県〕

**北陸農政局** 経営・事業支援部経営支援課 076-263-2161 (内線3947)  
〔管轄：新潟県、富山県、石川県、福井県〕

**東海農政局** 経営・事業支援部経営支援課 052-201-7271 (内線2356)  
〔管轄：岐阜県、愛知県、三重県〕

**近畿農政局** 経営・事業支援部経営支援課 075-451-9161 (内線2797)  
〔管轄：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県〕

**中国四国農政局** 経営・事業支援部経営支援課 086-224-4511 (内線2496)  
〔管轄：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県〕

**九州農政局** 経営・事業支援部経営支援課 096-211-9111 (内線4495)  
〔管轄：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県〕

**内閣府 沖縄総合事務局** 農林水産部経営課 098-866-0031 (内線83290)  
〔管轄：沖縄県〕